

Ⅲ 言語障害のある児童生徒の指導

1 言語障害とは

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

言語障害については、一般に、次のような基準で分類されることが多い。

(1) 耳で聞いた特徴に基づく分類

発音の誤り・吃音など

(2) 言語の発達という観点からの分類

話す、聞く等言語機能の基礎的事項における発達の遅れや偏りなど

(3) 原因による分類

口蓋裂・聴覚障害・脳性まひなど

2 言語障害のある児童生徒の指導

言語障害のある児童生徒の教育は、言語障害特別支援学級と通級指導教室において行われている。それぞれの対象については、平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知において、示されている。

言語障害特別支援学級……………口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。

通級による指導（言語障害）……口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(1) 言語障害特別支援学級及び通級による指導（ことばの教室）における指導目標

- ① 児童生徒の言語能力の障害やコミュニケーション上の困難を改善又は軽減する。
- ② 周囲との望ましい人間関係を育てる。
- ③ 児童生徒の自己実現の援助をし、適切に自己をとらえることができるようにする。

指導に当たっては、以下のことに留意する。

ア 児童生徒にとって話すことが苦にならない楽しい雰囲気作りをし、温かく、思いやりのある好ましい人間関係を保つことができるような環境作りを心がける。

イ 教師は、はっきりと、ゆっくりと話すように努める。児童生徒に対しては、笑顔でうなずいたり、気持ちよく返事をしたりして、児童生徒が話し終わるまで丁寧に聞くように心がける。

ウ 教師は、児童生徒にとって話したくなるような聞き手になることが大切である。児童生徒の話し方ではなく話の内容に耳を傾けるように心がける。

エ 吃音の児童生徒に対しては、急いで話したり、言い直しを求めたりしない。また、話の途中で口を差しはさまないようにする。

なお、聴覚障害のある者や知的発達に遅れのある者など、主たる障害に伴って生じる言語機能の基礎的事項に遅れや偏りのある児童生徒に対しては、主たる障害に対応した教育の場において適切な指導を行う必要がある。

(2) 通常の学級における指導及び配慮事項

言語障害のある児童生徒は多くの時間を通常の学級で過ごしており、その時間は、より多くの友達と話をしたり、聞いたりする経験ができる時間でもあり、当該児童生徒が望ましいコミュニケーション能力を形成する上で非常に大きな意味をもつ。しかし、言語障害のある児童生徒は、自分の思いや考えを的確に表現することや対人関係等を苦手とする場合もあり、情緒面や行動面で問題が生じることもある。以下に、通常の学級での指導と、学級担任が留意することを挙げる。

- ① 内容を理解してもらえた経験を重ねることにより、児童生徒自身の話すことへの抵抗感を軽減し、話を丁寧に聞き気持ちを受け止める。
- ② 発音や表現の指導をする際は、教師が適切な発音、話し方の手本をさりげなく示す。また、その際、他の児童生徒の前で指導したり、言い直しを求めたりすることのないよう十分注意する。
- ③ うまく話せないことでからかいの対象とならないように、他の児童生徒に障害の理解と啓発を進める。
- ④ 当該児童生徒が通級による指導で学級を離れることにより疎外感をもつことがないように、通級の時間帯を十分に考慮すると同時に、通級への送り出し、通級からの迎え入れが自然にできる良い学級の雰囲気づくりをする。
- ⑤ 通級による指導の担当者と対象となる児童生徒についての情報交換を密に行い、当該児童生徒の話し方に変化、成長の見られたときには認め、ほめて、本人が自信と意欲をもてるようにする。

3 教育課程

(1) 教育課程の編成

言語障害特別支援学級の教育課程は、児童生徒の障害に応じた特別の教育課程を編成することとしている。その編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領を参考とすることとなっている。児童生徒の障害に応じた特別の教育課程の編成については、自立活動における言語機能の基礎的事項の指導など言語障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と、各教科の中でも、言語障害に関わり個別指導などでより手厚く行う必要がある教科等については特別支援学級で行い、集団の中で行うことがふさわしい教科等については通常の学級で行うことが考えられる。

通級による指導を行う場合には特別の教育課程を編成することとされ、その内容は障害の状態に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に一部加えて、あるいは替えて編成するものとされている。

言語障害特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒に対して、日常の生活や学習場面における言語やコミュニケーションの状況等を十分に把握した上で、個別の指導計画に基づいた自立活動を中心とした指導が行われることが望ましい。

個別の指導計画の作成、さらに実際の指導・評価に当たっては、以下のことに留意する必要がある。

- ① 個別の指導計画の作成に当たり、通級による教室担当者等は通常の学級の担任や保護者と連携を図り、一人一人の日常の生活や学習の状況を踏まえながら、実態を十分に把握する。単に、言語面のみ（例えば、構音や吃音の問題のみ）を取り上げて、その部分だけの指導に終始しないように気をつける。
- ② 実態把握においては、単に「できない」「少ない」などといった表面上の捉え方にとどまらず、総合的に把握する必要がある。
- ③ 目標設定においては、将来的な展望も含め長期的な視点にたち、指導で担える範囲を見通した上で長期目標、短期目標を設定するようにする。
- ④ 指導を進めるに当たっては、興味・関心や②にあげた実態を踏まえながら指導内容や方法、指導の手立てを明らかにする。目標は、児童生徒がすぐに達成可能なレベルから徐々に高くしたり、広げたりしていく。また、同一の目標の中では、徐々に手立てとなる援助の程度を小さくするなど、児童生徒にとって、無理なく意欲を維持しながら取り組むことができるようにしていく。
- ⑤ 通常の学級の担任は、通常の学級における言葉の指導についての目標、指導内容や方法、指導の手立てをことばの教室担当者等と共通理解し、児童生徒の本来もつ個性や能力が発揮しやすいように、必要に応じた生活や学習上の配慮を心がける。
- ⑥ 指導を進めるに当たっては、児童生徒の表現が、児童生徒の能力だけではなく、絶えず相手や

状況との心理的関係によって異なることを念頭においた児童生徒の理解を心がける。

- ⑦ 指導の成果に関する評価については、随時、保護者や学級担任とそれぞれの場における変容を確認し合うよう心がける。
- ⑧ 児童生徒の変容に関する評価と同時に、教師自身の実態把握、目標の設定、指導内容や手立て等の評価も常に行い、児童生徒が学習しやすくなるよう、個別の指導計画の修正をしていく。
- ⑨ 保護者や通常の学級担任と連携の充実を図るために、面談、学級訪問、連絡帳の活用等、様々な場を設ける。
- ⑩ 効果的な支援を行うために個別の教育支援計画を活用し、必要に応じて、校内の全ての教職員にも理解や協力を得たり、医療、福祉等の関係機関との連携を図ったりする。
- ⑪ 児童生徒の指導記録や個人情報の管理には十分な注意を払う。

(2) 教育課程編成における週時程表の具体例

週時程表の編成に当たっては、児童生徒の言語障害の状態や社会的な適応状況等も加味し、どのような指導を必要としているのかを実態把握する必要がある。その上で指導計画を明確にし、指導目標にそって個別的な対応を図ることを前提とする。児童生徒は、週時程に決められた指導時間以外は、通常の学級で過ごすため、双方の担任同士が連携を図ることが教育課程実施上必要な要件となる。

<言語障害特別支援学級の週時程表例> 小学校2年生の場合 ※ () は交流学級での授業

	月	火	水	木	金
1	自立活動	国語	国語	国語	自立活動
2	国語	算数	算数	算数	算数
3	算数	(体育)	(生活)	(生活)	(図工)
4	(音楽)	(音楽)	(体育)	(生活)	(図工)
5	(体育)	国語	国語	(音楽)	国語
6		特別活動			

通常の学級での交流及び共同学習は、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づいて必要な体制を整え、組織的、計画的に行う。

<通級による指導の週時程表例> 13名(A~M)通級の場合 *うち5名(I~M)は他校通級

	月	火	水	木	金
1	A	F	A	D	A
2	B	G	B	E	B
3	C			F	C
4	D	H	C		H
5	E			G	
6		I	K	M	I
7		J	L		J

他校からの通級(I~M)があるため、7時間目を設けて指導している。

4 合理的配慮の観点例

言語障害のある当該の子供に必要な合理的配慮を行ったり、必要な支援の内容を提示したりすることで、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようにする必要がある。

よって、言語障害のある子供の教育に当たっては、次の点から教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容を検討する必要がある。

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮

個別に発音の指導をすることにより、話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにする。(一斉指導における発音の個別的な対応、個別指導による音読、九九の発音等)

①-1-2 学習内容の変更・調整

発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な対応、構音障害の状態に応じた音読箇所や分量の調整等)

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

発音の際に話すこと書くこと又は文字入力に代替える。発音が不明瞭な場合の代替手段によるコミュニケーション手段を活用する。(筆談、ICT機器の活用等)

①-2-2 学習機会や体験の確保

発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、音読や九九の発音等の個別指導の時間を確保する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

言語障害のある子供が集まる交流の機会の情報提供を行う。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

指導の充実を図ることができるよう言語障害の専門家(言語聴覚士等)との連携を深める。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

言語障害について、子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

発音による連絡が難しい場合には、代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

安心して自主的な移動ができるように、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなど、校内環境を整備する。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に合った指導ができる施設・設備の配慮

安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

言葉は児童生徒を取り巻く周囲環境との相互作用により発達していくものであり、周囲との関わり合いが重要である。下記に示す児童生徒への直接的な指導・支援の他に、周囲環境の整備と働きかけも重要である。家庭や通常の学級において、保護者や家族、教師や友達とよりよい関係が成立し、共感的で心豊かなコミュニケーションが行われていくよう、働きかけていくことが必要となる。

① 構音についての指導

ア 発語器官の運動機能の向上に関すること

発語器官の運動機能が未熟な場合にはその機能の向上をねらいとした指導を行う。例えば、舌の挙上、舌先の口角付着、口唇の狭めや閉鎖などの動きを取り出して練習することや、具体的な構音動作に結びついた練習を行うことも有効である。

イ 語音の聴覚的な認知力の向上に関すること

- ・特定の音を聞き出す
- ・音と音の比較をする
- ・誤った音と正しい音とを聞き分ける
- ・複数の音を、ひとまとまりとして記憶し再生する

ウ 構音の誘導に関すること

正しい構音の仕方を習得させるための指導には、次のようなことが考えられる。

- ・構音可能な音から誘導する指導
- ・構音器官の位置や動きを指示して、正しい構音運動を習得させる指導
- ・結果的に正しい構音の仕方になる運動を用いる指導
- ・聴覚刺激による指導
- ・キーワードを用いた指導
- ・母音変換法

指導する音については、単音から指導し、単語の指導を経て、文章、会話での練習へと進めるの

が一般的であるが。このような指導だけでは、日常会話における習熟が困難なこともある。したがって、特別な指導の場面だけでなく、在籍する学級における日常生活場面での会話などを含めて、柔軟に指導を進めていくように工夫する必要がある。

エ 障害の状態の理解と生活管理に関すること

口蓋裂の既往症がある子供の場合、滲出性中耳炎やむし歯などになりやすいことがある。このため、自分の聞こえの状態に留意したり、丁寧な歯磨きの習慣を身に付けたりするなど、病気の予防や健康管理を自らできるように指導する必要がある。

② 話し言葉の流暢（りゅうちょう）性に関わる障害の指導

吃音や脳外傷の後遺症、まれには早口言語症（クラッターリング）等のために、話し言葉の流暢性が十分でなかったり、緊張すると音声が出にくかったりするような状態の子供がみうけられる場合がある。ここでは、吃音を例に挙げて、その指導内容について述べる。

ア 自由な雰囲気で「楽に話す」ことを奨励する環境作りに関すること

イ 「楽に話す」体験をさせる方法に関すること

ウ 難発から抜け出す方法に関すること

- ・声が詰まったときの口や体の構えを一度解消し、はじめからやり直す
- ・息を少しずつ吐き出しながら話す
- ・最初の語音をゆっくりと引き延ばして発語する。

エ 苦手な場面や語音に対する緊張の解消に関すること

オ 日常生活におけるコミュニケーションの態度に関すること

カ 本人の自己実現に関すること

③ 言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りに関する障害の指導

言語機能の基礎的事項の発達の遅れや偏りのある子供には様々なタイプが考えられるが、実際の生活や学習において意欲的に言語を使用するために必要な指導として次のようなことが考えられる。

ア コミュニケーションの態度や意欲に関すること

イ 言語活動の促進に関すること

ウ 実際の生活場面等における言語の使用に関すること

エ 話す、聞く、読む、書くなどの言語スキルの向上に関すること

④ 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する指導

吃音のある子供の場合、吃症状が生じることへの不安感や恐怖感をもち、内面の葛藤を一人で抱えることがある。このため、吃音について学び、吃音についてより客観的に捉えられるようにしたり、通常の学級担任に「どうして欲しいのか」等を伝える際の内容や伝え方を考えるなどといった障害の特性を理解し、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくことが大切である。

⑤ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する指導

言語障害のある子供の場合、学校生活等におけるコミュニケーションの困難さや相手の反応などに対する不安感や恐怖感から、話したい気持ちを抑えたり、できるだけ言葉少なくすまそうとしたりすることがある。このため、楽しく話す体験をしたり自分のできることや得意なことに気付き自信をもったりするなど、意欲を高めるような指導が必要である。

(2) 具体的な取組

具体的な取組例を示すものとして、小学3年生の吃音の児童のための個別の指導計画例の抜粋を以下にあげたが、その他上記(1)にあるとおり、言語障害の内容実態は様々であることから、児童生徒一人一人に応じて、具体的な取組が柔軟に工夫されてよい。

(終了目標)			
話す際に楽な喋り方ができ、また吃音の有無にかかわらず、コミュニケーションの場に積極的に参加できる。			
長期目標	①あわてないで一定のペースを保ちながら音読をすることができる。(ことばの教室) ②表現をする時の自分の状態や気持ちを言語化することができる。(ことばの教室・家庭) ③自由な会話で、感情の乗った声で話すことができる。(学級・家庭・ことばの教室) ※③は、教師や保護者の関わりの配慮により、自然にこうした様子が出てくることを待つ。		
個別配慮	○通常の学級では、休み時間などに教師から声を掛けたり、共に活動したりして児童から気軽に心情を話せる関係づくりを心掛ける。 ○発表や音読の機会が順番で回ってくるときには、待つ間の緊張を考慮した順序にしたり、発表や音読の前に準備したりできるようにする。(やがては、その緊張について教師と話せるような関係を形成する。) ○学級全体に対して、様々な形での自己表現を奨励しまた児童同士が尊重し合えるようにする。また、発表等に対する評価も、内容はもちろんのこと、声や表情などについても承認するような評価を心がける		
	1 学 期	2 学 期	3 学 期
短期目標	①教師と一緒に通常より遅い速さで声をそろえて音読することができる。(負担のない長さ) *教師の声を徐々に小さくする。 ②ことばの教室で音読中のペースの変化や気持ちを教師に問われて答えることができる。 ③教師が本児を認めていることを伝えるように、本児の行動や表現をそのまま返した時に表現を続けることができる。	①教師の援助が少ない条件で、一定のペースで音読ができる。(負担のない長さ→少し長く) ②ことばの教室と家庭で音読中の気持ちや気持ちの変化に自分で気づき、言語化できる。 ③拒否を表明したり、思ったことを間を置かずに表現したりできる。	①通常の学級を思い浮かべながら、大きめの声でペースを崩さず音読を続けることができる。 ②ことばの教室と家庭で日常生活の中での表現をする前後の気持ちを言語化できる。 ③はっきりとした強い態度や語調で表現することもできる。

<引用・参考文献>

- 1) 改訂第2版・通級による指導の手引き (文部科学省編・著) 平成24年
- 2) 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き (文部科学省編・著) 平成30年
- 3) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ (文部科学省) 令和3年6月
- 4) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ